


**実践記録
(ポートフォリオ)**
**道薬誌を題材に
書いてみましょう!!**
ポートフォリオうんちく（5）

これまでの4回の“うんちく”で、色々なことをお話ししてきましたが、その内容は学習の“PDCAサイクル”という理論に基づいたものです。学習をPLAN(計画、目標)→DO(実施)→CHECK(評価)→ACTION(分析、改善)というステップで進め、これを1サイクルとして繰り返すことで学習効果が上がると言われています。例えば、PLAN=この講演会に行って、新薬の知識を身に付けよう！と計画を立てる→DO=講演会に参加してポートフォリオを書く

→CHECK=新薬の知識は身についたかな？？と自身を振り返ってみる→ACTION=まだ、一部不十分だったから、もう少し追加で勉強が必要だということに気付く→PLAN=不十分な所を勉強しよう！……となるわけです。このように、自分の学習目標や内容を記録に残し、振り返ることでやりっ放しの学習ではなく、本当に自分の身になる学習になるわけです。そして、このPDCAサイクルを回すための立役者こそが、“ポートフォリオ”なんです！

「道薬誌」本号(12月号)『話題のクスリ』についての実践記録

| テーマ | ネオキシテープ73.5mgについて | 学習目標：過活動膀胱治療剤に対する知識の整理と確認 |
|-------|--|---|
| 開発の経緯 | ネオキシテープ73.5mgはオキシブチニン塩酸塩を有効成分とした日本初の経皮吸収型製剤であり、安定した血中濃度が維持されることから、抗コリン性副作用(口内乾燥や便秘、霧視等)の低減が期待される。 | 感じたこと |
| 作用機序 | オキシブチニンおよび活性代謝物が、主として膀胱のムスカリン受容体を遮断することにより排尿筋過活動の改善効果を示すと考えられる。 | なお、本剤が途中ではがれ落ちた場合は、直ちに新たな本剤を貼付すること。また、次の貼り替え予定時刻には新たな本剤に貼り替えること。などの適用上の注意他、副作用、禁忌、慎重投与、相互作用、保管・廃棄など我々薬剤師が介在する場面は多数存在するため、患者さんのQOL向上のためにも適正な使用法を身につける必要性がある。 |
| 用法・用量 | 通常、成人に対し本剤1日1回、1枚(オキシブチニン塩酸塩として73.5mg)を下腹部、腰部又は大腿部のいずれかに貼付し、24時間毎に貼り替える。であり、本剤の貼付による皮膚刺激を避けるため、貼付個所を毎回変更するよう注意喚起されている。 | |

添削コメント

学んだ内容が、項目毎に簡潔にまとめられており、わかりやすいポートフォリオですね♪ 感じたことも記載されており、とても有用なものになっていると思います。

ここで、「文字数が足りないなあ」と悩んでいる方へのアドバイスです。これまでのうんちくを振り返ってみて、「なぜネオキシテープについて学ぼうと思ったのか?」、「学習内容のタイトル」、「参考にした資料やページ数など」、「ネオキシテープについて十分に学べたか?」、「学習が不十分だとしたら、どこが足りないか?」などを追加してみましょう。文字数はあつという間に増えますよ!是非、頑張って書いてみて下さい!

(北海道薬科大学 准教授 山下 美妃)

国試問題を解いてポートフォリオを書いてみよう!

◆JPALS 国家試験問題◆

▶解説◀

問1 保険薬局において、調剤を行う上で疑義照会が不要な場合はどれか。1つ選べ。

- 1 賦形剤の使用が必要と考えられた。
- 2 医薬品の規格が特定できなかった。
- 3 併用禁忌の組合せを発見した。
- 4 医薬品名が略語で記載されていた。
- 5 用量の記載が抜けていた。

問2 Aさんの調剤報酬明細書(レセプト)の作成に関する記述のうち、誤っているのはどれか。1つ選べ。

- 1 調剤報酬明細書は、毎月まとめて記載しなければならない。
- 2 内科と歯科の調剤報酬明細書は、分けて作成しなければならない。
- 3 同じ被保険者証記号番号のAさんの家族の請求は、同じ調剤報酬明細書に記載して請求しなければならない。
- 4 調剤報酬明細書には、処方せんを発行した医師の名前を記載しなければならない。
- 5 調剤報酬明細書には、調剤した薬剤師の名前を記載する必要はない。

問1 解答: 1 97回国家試験必須問題より
解説 2~5は薬剤師の判断で薬剤を特定又は変更することができないため、疑義照会をする必要がある。

問2 解答: 3 97回国家試験実務実践問題より

解説 調剤報酬明細書は、月ごとかつ患者ごとに、同一医療機関の保険医から交付された処方せんにかかる調剤分を一括して1枚の明細書に記載する。同一医療機関で異なる医師が処方せんを交付している場合でも、1枚の明細書に複数の医師名を併記して記載すればよい。ただし、医科と歯科は、それぞれ別の明細書を作成する。調剤報酬明細書には、調剤した薬剤師名を記載する必要はない。保険薬局の所在地及び名称を記載する。